

なごみ

第 2 4 8 号

2022年11月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212

女性に対する 暴力

をなくすために

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～11月25日



暴力は、誰に対しても決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、経済力の格差、社会的地位の差など「男性優位」の社会構造や女性を対等なパートナーとみない女性の人権の軽視に起因するという実態もあります。暴力の防止のためには、「お互いを尊重するということ」、「相手との異なる考えや価値観の違いを認めること」、「自分との異なる考え方や価値観の違いを認めること」、「自分を大切にすること」が大切です。



DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

「配偶者や恋人などの親密な関係にあたる、またはあった者から一方的に振るわれる暴力」をDV (ドメスティック・バイオレンス) といいます。

DV は身体的な暴力だけではありません

「暴力」といっても様々な暴力が存在します。殴る・蹴るなどの身体的な暴力や、脅したり心ない言動等で相手の心を傷つける精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要したり、中絶を強要、避妊に協力しない等の性的な暴力もあります。



身体的暴力
・殴る、蹴る
・物を投げる

経済的暴力
・生活費を渡さない
・外で働かせない

性的暴力
・性的行為を強要する
・避妊に協力しない

精神的暴力
・馬鹿にする
・脅す

DVをなくすためには・・・

DVに対する思い込みや「夫婦はこうあるべきだ」といった社会通念がDV被害を助長している原因のひとつにもなっています。性別による固定的役割分担意識をなくしていくことも女性に対する暴力をなくすことになります。「誰か」の問題ではなく、「自分の身の回りの問題」として考えることが重要なのです。

一人で悩まず 相談 しましょう



「パープルリボン」

女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークです。

パープル (紫) 色を身につけたり飾ったりすることで、被害者に「あなたはひとりではない」と勇気を与えたり、社会に対してDVや虐待などあらゆる暴力の根絶を呼びかけたりしています。

配偶者や恋人からの暴力や、制限される生活に悩んでいませんか？今の状況がDVか分からない方でも大丈夫です。DV相談ナビへ連絡してみてください。

まずは、話してみませんか？

性被害・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (全国共通番号) **#8891**

性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。ためらわずに、お電話ください。



みんなで築こう 人権のまちづくり



あなたの「京都ではたらく」をサポート
しゅっちょう しゅうぎょう そうだんかい

出張就業相談会

※相談無料 ※事前予約制
※2名以上のご予約がない場合は中止となります

月日：11月22日（火）

時間：13:30～15:30

場所：和束町人権ふれあいセンター1階和室

詳細は・・・

広報折り込みチラシを
ご確認ください

じ ぜん よ やく さき
事前予約先

11月16日（水）までに

0774-78-3488

（和束町 人権啓発課）

【対象】一般求職者の方、コロナ禍で離職をせざるを
えなくなった方、転職を考えている方

「はたらく」為の悩みに応えるキャリアカウンセラー

が和束町で相談にのってくれます。

現職のこと、これからの働き方のこと、職探しに関す
る悩みは十人十色！まずはお気軽にご相談ください。



<https://www.pref.kyoto.jp/jobpark/index.html>

京都ジョブパーク

検索

第22回

和束町人権を考える集い

日 時

2022年12月3日（土）

時 間

9時30分～12時

場 所

和束町人権ふれあいセンター
2F大ホール

内 容

1部 小・中学生人権作文発表

2部 人権講演

講師 中村 朱美さん

「仕組みですべての人を幸せに」

～認め・協力し合える居場所づくり～

□新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽開
催中止となる場合があることをご了承ください。

各種料金の支払いができます

町府民税

国民健康
保険税

固定
資産税

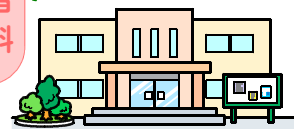
軽自動車
税

上下水道代

介護
保険料

後期高齢者
医療保険料

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券を販売しています

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じま
す。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その
問題の解決や解消を援助します。
人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』に
お越しください。

11月の相談日

月日・・・11月25日（金）

時間・・・午前1時30分～4時

場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）
でも人権に関わる相談を随時行っていま
すので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課

（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

